

草津市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和4年6月15日

草津市監査委員 岡野 則 男

草津市監査委員 遠藤 覚

1 定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
子ども未来部	草津第二保育所 矢橋ふたばこども園 常盤こども園 玉川こども園 笠縫東こども園
教育委員会	常盤小学校 矢倉小学校 南笠東小学校 志津南小学校 高穂中学校 老上中学校

(2) 監査の時期 令和4年4月18日から令和4年4月27日まで

(3) 監査の主眼

教育財産および園舎（施設や設備等）が適切に維持管理されているか（特に安全面）。また、学校徴収金等および保育施設徴収金等の取扱い状況について、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックおよび保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックに則った適正な事務が執行されているかを中心に草津市監査委員監査基準に準拠し実施した。

(4) 監査の結果

教育財産および園舎（施設や設備等）の維持管理ならびに学校徴収金等および保育施設徴収金等の取扱い状況については概ね適正に執行されていると認められたが、次のとおり一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後より適正で有効かつ効率的な事業執行に取り組まれない。

なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

●監査対象：草津第二保育所

- ① 保育施設徴収金等の取扱いについて、決算書が作成されておらず、監査もされていなかったもので、保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、決算書の作成や監査など適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：矢橋ふたばこども園

- ① 保育施設徴収金等の取扱いについて、決算書が作成されておらず、監査もされていなかったもので、保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、決算書の作成や監査など適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：常盤こども園

特になし

●監査対象：玉川こども園

- ① 保育施設徴収金等の取扱いにおいて、「諸費」については、決算書が作成されていなかったもので、保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、決算書の作成など適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：笠縫東こども園

- ① 保育施設徴収金等の取扱いに関して、監査が行われていなかったもので、保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、監査を行うなど適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：常盤小学校

- ① スポーツ振興センター会計の出納簿が作成されていなかったもので、学校徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：矢倉小学校

- ① スポーツ振興センター会計の出納簿が作成されておらず、監査が実施されていなかったもので、学校徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：南笠東小学校

- ① スポーツ振興センター会計は出納簿が作成されていなかったもので、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：志津南小学校

- ① スポーツ振興センター会計については、出納簿が作成されていなかったもので、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：高穂中学校

- ① 学校徴収金等の取扱いに関し、多くの会計において、決算書が作成されていないので、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：老上中学校

特になし